

対台湾武器売却をめぐる 1980 年代 初頭の米中関係

山本章子

(琉球大学人文社会学部国際法政学科准教授)

【要約】

本稿では、国交正常化によって台湾をめぐる米中関係がどう変化したのかを日米両政府の史料を手がかりに再検討する。具体的には、米国の台湾向け武器売却をめぐる米中交渉に焦点を当てる。

米政府にとって台湾関係法は中国が台湾を武力で統一することを阻止するために不可欠な抑止装置であり、それゆえに中国政府にとって同法はなんとしても廃絶させるべき法律であった。中国は、交流を完全な非政府間関係に限定する「日本方式」での米台断交を要求したが、日本や韓国などアジアの同盟国に対する信頼性や主導力を維持するために、米華相互防衛条約破棄後も米国が台湾の安全保障を保証し続けることは不可欠であった。

米中両国は 1980 年代初頭、互いに自国の立場に対する相手の譲歩を期待して台湾問題の交渉にのぞんだが、1982 年の 8・17 コミュニケをへて両国ともそうした期待を放棄するに至った。

キーワード：台湾関係法、対台湾武器売却、米中関係、独立自主の
対外政策

一 はじめに

米ソ冷戦がデタントから新冷戦へと移行した 1970 年代末から 80 年代初頭にかけて、米中両国は反ソ連携を目的とした戦略的協力関係を築こうとした。その一環が米中国交正常化である。同時期の日本は客観的に見れば米中の従属的アクターであり、両国の反ソ連携に協力する立場にあった。実際には、福田赳夫・大平正芳政権は米中と一線を画した中ソ等距離外交を目指し、その一環としてベトナムとの関係改善を進めたが、米中両国の干渉やカンボジア紛争、新冷戦の勃発という国際環境の変化によって挫折を余儀なくされ、新冷戦戦略に組み込まれていった（山本 2018, 65-80）。

米中接近・日中国交正常化以後の中国には、日米両国の外交政策の一体性を強く求め、また中国の対米方針を印象づけるために日本を利用する行動が見られた。前者の一例としては、中国が国交正常化交渉を通じて米国に対し、完全な非政府間関係に移行する「日本方式」で台湾との国交断絶を行うよう要求したことが挙げられる。後者としては 1982 年の教科書問題がある。日本の教科書検定でその侵略行為に関する表現が修正されたという日本国内の新聞報道を受け、中国政府が展開した対日批判キャンペーンには、「独立自主の対外政策」提起に先立ってその姿勢を内外に示す狙いがあった（益尾 2010, 182-183）。

こうした日米中の関係性ゆえに、1980 年代初頭の日本外務省は一方では米国務省から同盟国として米中交渉の詳細を得、他方では中国外交部から仲介者としての役割を期待されて対米方針を伝えられていた。そこで本稿では、日米両政府の外交記録を用いて国交正常化からまもない 1980 年代初頭の米中関係を分析する。その目的は、国交正常化によって台湾をめぐる米中関係が変化したのかどう

かを再検討することにある。そのため、米国の台湾向け武器売却をめぐる米中交渉に焦点を当てる。

1972 年 2 月、ニクソン (Richard M. Nixon) 大統領訪中の成果として米中両政府が発表した上海コミュニケでは、中国は一つであり台湾は中国の一部だという中国の主張を米国が認識し、異論を唱えないことが合意された。地域の緊張緩和にしたがって米国が最終的に、台湾に駐留しているすべての米軍とその基地を撤去させることも取り決められた。ただし、同コミュニケの合意内容には米華相互防衛条約の終了は含まれていない。

これに対して、1978 年 12 月 16 日に発表された米中国交正常化の共同声明では、米国が米華相互防衛条約を含めた台湾との国交を破棄し、今後は台湾と非公式な関係を維持することが新たに合意された。同時に、米中国交正常化後の米台関係を規定するために米連邦議会で制定された台湾関係法は、台湾海峡における武力行使を米国の「重大関心事」と認めて台湾への防御的武器の売却や、台湾の安全を保障する能力を米国が維持することを求めた。

先行研究は、台湾関係法が米華相互防衛条約とは異なり米政府の行動に法的拘束力を課しておらず、確実なコミットメントを約束するものではないという見解¹と、台湾関係法によって米台の同盟関係は実質的に存続してきたという見解²に分かれている。前者は、台湾関係法にもとづいて議会が大統領に軍事行動を勧告できるわけではなく、また米国の武器売却も義務づけられていないことを根拠としている (佐橋 2015, 200)。これに対し後者は、同盟条約の有無は同盟の唯一の要因ではないとし、米国が台湾に対する武

¹ たとえば、佐橋亮 (2015, 200)。

² たとえば、北山貴弘 (2022, 92-110)。

器売却を続けてきたことや民主化後の台湾が米国と価値を共有することで、米台の同盟関係は実体として継続されているとする（北山 2022, 109-110）。

これらの見解に対して本稿では、国交正常化からまもない当時の米中両国が台湾関係法をどのように認識していたのかを論じる。議論を先取りすると、米政府にとって台湾関係法は中国が台湾を武力で統一することを阻止するために不可欠な抑止装置であり、それゆえに中国政府にとって米国の対台湾向け武器売却はなんとしても廃絶させるべきとみなされた。米中両国は 1980 年代初頭、互いに自国の立場に対する相手の譲歩を期待して台湾問題の交渉にのぞんだが、1982 年の 8・17 コミュニケ合意をへて、両国ともそうした期待を放棄するに至った。

本稿の構成は次の通りとなる。第二章では、まずカーター(Jimmy E. Carter) 政権による米中国交正常化と台湾関係法制定の過程を概観する。第三章では、レーガン政権期に入って対台湾武器売却をめぐる米中交渉がどのように展開したのか、日米両政府の新史料を用いて考察し、通説を検証する。第四章では、対台湾武器売却の問題が米中間でひとまずの決着を見た 8・17 コミュニケ後、米中両国の対外政策がそれぞれどのように変化したのかを分析する。

なお、本稿の対象時期の米中関係に関する米政府の公文書はまだそのほとんどが公開されておらず、限定的にしか用いることができなかった。そのため、主に日本外務省が公開した外交記録を利用している。紙幅の制約上、中国政府と国府の外交記録を用いた分析は次稿に譲りたい。

二 米中国交正常化と台湾関係法成立

カーター政権における米中国交正常化交渉では、米国の台湾向け武器売却の継続が最後まで争点として残った。

1975 年に中国がフォード (Gerald R. Ford) 政権に提示した国交正常化の 3 条件である、①米華相互防衛条約の破棄、②米台関係の断絶、③台湾からの米軍撤退をカーター大統領は受け入れるつもりだった。加えて、フォードの前任者であるニクソン大統領が訪中時、周恩来外相に対して密かに約束していた 5 項目も認めてよいと考えていた。5 項目の内容は次の通りである。すなわち、①中国は一つで台湾はその一部であるとの中国の立場を米国は“acknowledge” (認識) する、②米国は台湾の独立運動を支持しない、③米軍が台湾から撤退しても日本が米国にとって代わることはないよう保証する、④米国は台湾問題でのいかなる平和的解決をも支持する。台湾が中国に武力行動をとることを支持しない、⑤米国は中国との国交正常化を追求し、達成するよう努める³。

同時にカーターは、米中国交正常化後も台湾への防御的兵器の提供を続ける方針だった (石井 2021b, 239-243)。同政権は在韓米軍撤退の延期、1978 年中の米中国交正常化と対台湾武器売却の継続、そしてこれらの政策を実施前に日本に通知することを同時並行で実現し、アジアにおける米国の同盟国とりわけ日本に対する信頼性とリーダーシップを回復させようとした (FRUS Undated)。福田政権は当時、米中国交正常化が台湾の安全保障・経済上の安定を脅かすことのないようにたびたび要求していた (山本 2018, 66)。

³ From Carter to Brzezinski, May 17, 1978 (石井 2021b, 239-243)。

カーターは中国との交渉において、国交正常化後は議会での立法にもとづいて台湾と非政府関係を維持し、武器売却を継続するという方針を一貫して提示している。また、国交正常化時に米政府は台湾問題の平和的解決を期待する声明を出すので、中国政府が矛盾した声明を發表しないように求めた（佐橋 2015, 170-175）。

中国側は「一つの中国」原則に反するとして米国が台湾への武器売却を継続することに反対し、「日本方式」は中国側が受け入れられる最大限の譲歩だと米国に主張し続けたが、米側はこの点で譲歩するつもりがなかった⁴。結局、ソ連と同盟を結んだベトナムのカンボジア侵攻の動きに対抗してベトナムを攻撃するため対米交渉妥結を急ぐ、中国の実質的な最高指導者の鄧小平が同問題を棚上げしたことで、1978 年 12 月に米中国交正常化が發表される（益尾 2010, 109-110）。

佐橋亮は、中国側が対台湾武器売却を容認しないとの立場をとりながらも交渉を進めたことから、米側が中国はこの問題で妥協すると誤解したとする。その結果、交渉の最終局面で、米中国交正常化に伴い米華相互防衛条約を終了させるまでの一年間に武器を売却しないよう求めた、最高指導者の鄧小平の言葉の解釈をめぐり米中間で齟齬が生じた。鄧の意図は 1979 年以降に米台間で一切の武器取引が行われないことにあったが、米側は「1979 年の米華相互防衛条約の終了しつつある期間内に武器を売却しない」という意味だと理解する。最終的には前述の通り、一年間の猶予をへて対台湾武器売却を再開するという米側の立場を鄧は受け入れた（佐橋 2015, 177-180）。

平和的解決については、中国側は米側と矛盾した声明を出さない

⁴ From Woodcock to the White House, December 6, 1978 (石井 2021a, 21)。

ものの、国家統一を完成させる方法は中国の内政問題だと主張することになった。中国が平和的解決に同意しなかったことはその後の台湾関係法の内容に影響する（佐橋 2015, 177-180）。

他方、カーター政権が、米連邦議会に対する根回しが不十分のまま米華相互防衛条約の終了を通告したことは、条約の批准を行う連邦議会に対する挑戦と受け止められた。議会は政府が提出した台湾関係法の原案に大幅な修正を行った上で、1979 年 3 月末に上下両院の圧倒的多数で同法を可決する。その結果、台湾関係法第 2 条 B 項（5）と第 3 条では、米国が台湾の防御に必要な武器を同国に供給することが定められた（北山 2022, 97, 101）。ただし、台湾関係法は政策の宣言というべき性質を持ち、武器売却を義務づけるのではなく大統領と議会の判断に決定を委ねている。

中国は台湾関係法の内容が米華相互防衛条約の事実上の維持だと指摘し、米台関係を「非公式」なものとするという米中国交正常化の際の米中合意と矛盾していると抗議したが、カーター政権はこれを一蹴した⁵。議会から送付された同法案や関連の行政命令への署名を数カ月遅らせたカーターだが、1980 年には 5 隻の艦船を含む武器を台湾に売却することを認める。鄧小平はこれに強く抗議したが阻止できなかった⁶。

三 8・17 コミュニケの成立過程

1980 年の大統領選挙で現職のカーターを破って勝利した共和党

⁵ From Secretary of State Department Washington to American Embassy Beijing, March 1979 (石井 2022a, 217-219) ; 外務省外交史料館 (1979)。

⁶ From Secretary of State Department Washington to American Embassy Beijing, October 27, 1980 (石井 2022b, 160-167)。

候補のレーガン（Ronald W. Reagan）は、1978年には大統領候補に指名されることを狙って台湾を訪問、蔣経国総統らと面会していた。1980年の初めの数か月間、レーガンは対外政策に関するスピーチを次の言葉で締めくくった。「大統領として、何よりも世界に訴えたいことがあります――台湾の悲劇は繰り返さない、ベトナムの悲劇は繰り返さない、アメリカ政府は二度と友好国や同盟国を裏切ったりはしないということです」（マン 1999, 178-179）。

1981年1月に発足したレーガン政権の対中政策の第一関門は、台湾への高性能迎撃機 F-5G（通称「F-X」）売却をどのように実現するかであった。米国の軍需企業ノースロップ社は、カーター政権がより高性能な F-16 の輸出を許可しなかったため、第三世界への売却目的で F-X を開発した。しかし、レーガン政権発足後もなく F-16 の輸出が解禁されると性能の劣る F-X の需要はなくなる。そうした状況で、レーガン大統領の就任式典に招かれたが中国の反対で代表団が出席できなくなった台湾は、その償いに F-X の提供を求め、F-X を購入する予定の数少ない国の一つとして重視されていたのである（マン 1999, 185 ; 戴 2001, 424-425）。

同年5月に米政府が台湾への F-X 売却準備を進めているという報道が続くと、鄧小平はカーター前政権のホルブルック（Richard C. A. Holbrooke）元国務次官補と会見して問題の重要性を警告した。しかしその一週間後、レーガン政権は台湾関係法の全面的な執行には台湾への武器売却が含まれるという見解を発表する。約1カ月の沈黙をへて、中国は米国の台湾向け武器売却は中国への内政干渉だと警告する外交部スポークスマンの声明を発表し、この問題に関する米中協議を要請した（益尾 2010, 163-164）。

先行研究では、ヘイグ（Alexander M. Haig）国務長官は、中国にも武器を売却することで中国に米国の対台湾武器売却を容認させ

ようとしたことになっている。ヘイグはニクソン政権でキッシンジャー(Henry A. Kissinger) 国家安全保障担当大統領補佐官の補佐官を務めた後、大統領首席補佐官に就任した経験から、欧米の戦略的利益から考えて中国が世界で最も重要な国だという認識を抱いていた(マン 1999, 184 ; 佐橋 2021, 32-33)。

確かに、ヘイグ国務長官が 1982 年 1 月、「その機微さから個人的に」レーガン大統領へと渡した「1982 年の米国の外交政策」と題する覚書には、以下のようなヘイグの主張が記されている。

我々は米中関係を深化させるために次のような努力を行うべきだ。すなわち『二つの中国』政策を追求しないと中国政府に保証することや、武器・技術移転や定期的戦略協議を通じて米中関係を制度化するための措置を講じることである。台湾に対する約束の履行と、中国との戦略的関係の強化を目的とした行動とのバランスをとることが米国の国益となる(FRUS 1982a)。

しかし、ヘイグ訪中に向けてホルドリッジ(John H. Holdrige) 国務次官補が作成した「スコープ・ペーパー」によれば、当時の国務省には中国と台湾に対する武器売却のリンケージを行うという発想はなかった。むしろ、レーガン政権がソ連と新冷戦を展開する中で、同国やその同盟国のベトナムに対抗するために対中武器売却・技術移転が有効だとみなされていた(DNSA 1981a)。先行研究の見解はヘイグの回顧録での主張をそのまま採用しているが、事実とは異なるといえよう。

ホルドリッジ国務次官補は同ペーパーの中で、米国の台湾向け武器売却が「中国を平和的手段で統一しようとする、中国の努力を台

無しにする」と中国が考えていると指摘。中国側が「少なくとも米中関係の新局面が完全に軌道に乗るまでの間は、新たな対台湾武器売却の一時停止を求めている」と分析している（DNSA 1981a）。

実際には、鄧小平はこのとき米側の譲歩を期待しており、対台湾武器売却に停止期限を設定するか、売却規模を毎年削減して最終的に完全停止するかのどちらかを求める交渉方針を中国外交部にまとめさせていた（益尾 2010, 164-165）。すなわち、中国が求めているのは対台湾武器売却の一時停止ではなく完全停止であり、米國務省は中国側の意図を見誤っていたということになる。

ヘイグ訪中を要請したのも中国の方からであり、中国との緊密な関係の維持を主張する人物として知られていたヘイグに期待したのであった（益尾 2010, 165）。

米中会談に向けてヘイグのために國務省が用意した想定問答では、中国側から F-X 売却について聞かれたら、次の通り回答するようにと記されている。すなわち、「まだ何の決定もなされておらず、1981 年末までは決定されないだろう。だが 1982 年中には、現在運用中の台湾の戦闘機が耐久年数を超えるため新機種を売却する必要がある」（DNSA 1981b）。

先行研究の見解とは異なり、1981 年 6 月に訪中したヘイグと黃華外相との会談記録からは、ヘイグ自身も中国と台湾への武器売却のリンケージ戦術をとろうとしていたようには見えない。本稿で指摘したいのは、むしろ問題はヘイグが以下のように、F-X 売却のみならず台湾への武器売却の再開したいが未定だと発言したことにある。

台湾向けの武器について、我々は今後の売却に関する何の決定も下していない。最も重要なのは、台湾への戦闘機の提供

に関する何の決定も行われていないことだ。今年中の決定はないだろう。この問題が機微であることを我々は認識しており、最優先で取り組む。ただし、台湾の戦闘機が 1982 年に耐久年数を超えるため、必ず解決せねばならない問題である（DNSA 1981c）。

中国に対して最初から手持ちのカードをすべて見せるようなヘイグの発言は、米中交渉における米側の立場を不利なものとした。これ以降、中国はレーガン政権が台湾向け武器売却自体を再開しないよう、ヘイグに対して揺さぶりをかけていく。中国外交部は在中国日本大使館に対して定期的に米中交渉における中国側の主張を伝えており、日本が中国と軌を一にして米側に圧力をかけることを望んでいたようだ。だが、鹿取泰衛中国大使は「問題の解決に対してわが国が果たし得る役割は極めて限られると判断される」と本省に意見具申、米中両政府に対して「ハイ・レベルで日本政府の重大な関心及び円満な解決への強い希望を申し入れること」を提案するにとどまっている（外務省外交史料館 1982a）。

中国は、かつて米中国交正常化交渉で米国の対台湾武器売却を合意上の障害としなかったのは、米側の言う“agree to disagree”（見解の相違を認め合う）という立場からではなく、米側が「ステップ・バイ・ステップで解決」することを期待したからだと主張。米国と台湾との関係が長期間にわたり武器売却も歴史の残した問題である以上、その「解決」には時間がかかるというのが中国側の認識だったが、レーガン政権が武器売却の継続どころか高性能兵器の供与を行うというのは、「エスカレーションの行動」だと批判した。そして、米側が対台湾武器売却を「解決」しないかぎり反ソ連携に関する議論は不可能だと、米国が中国に期待する役割を逆手にとって

圧力をかける（外務省外交史料館 1982b）。

中国は当初、対台湾武器売却に関する協議継続を求めながらも、米台関係には「じょじょに輸出を減らし最終的に停止する」までの「冷却期間」が必要であることを認める方針であったが、ヘイグの失言は「問題解決の時が来た」という中国側の態度の変更を招いた。中国は米側が承認すべき原則として、従来の「主権尊重」「内政不干涉」に加えて新たに「台湾に武器を輸出しないこと」を挙げ、同原則を受け入れなければ米中関係の後退もありえると迫った（外務省外交史料館 1982b ; 1982c）。

中国がヘイグに狙いを定めて圧力をかけたことは、在中国日本大使館からレーガン政権の誰なら問題解決が可能か問われた中国外交部の韓叙・米州大洋州司長が、「物事を戦略的に見ることできる」「ふるい友人」として最初にヘイグの名前を挙げたことから分かる（外務省外交史料館 1982c）。

同時に中国は、1981 年 9 月に「台湾の祖国復帰・平和統一の実現の方針」の声明を発表、国府に平和統一を呼びかけたが拒否された。鹿取中国大使は同声明の 9 項目の提案について、「提案を理由として米国との間に対台湾武器輸出問題に結着をつけたいとの中国指導者のもくろみがあつたものと思われる」と分析している。鹿取大使の分析が当を得ていたのであれば、中国の声明発表の狙いは国府というよりもむしろ米政府にインパクトを与え、対台湾武器売却中止を決断させることにあつたといえる（外務省外交史料館 1982d ; 戴 2001, 428-429）。

こうした状況下でレーガン政権は同年 12 月、武器売却とは別個の問題だとして台湾に対する 9700 万ドル相当の兵器部品（スペア・パーツ）の供与を決定、新規取引ではなかったが金額が 2500 万ドルを超えていたため米連邦議会に非公式な通告を行った。同時に

その一週間後、武器・軍需品の輸出禁止対象国から中国を除外した。

実際には、レーガン政権は台湾への F-X 売却は中国の反発の強さから困難だと判断し、台湾がすでに保有する米台共同生産の F-5E/F 戦闘機の生産を継続することを決めたことに対する代償として、台湾が 1 億ドルで購入した戦闘機のスペア・パーツを無償で供与する取り決めを結んでいた（外務省外交史料館 1982e；戴 2001, 430）。

米メディアの報道で対台湾部品供与を知った中国は、中国との事前協議を経ない一方的な決定に抗議するとともに、米国に対して①対台湾武器売却の停止期限の明確化、②輸出量の漸進的削減、③これらに関する米中合意の形成を要求する（外務省外交史料館 1982e）。

翌 82 年 1 月に訪中したホルドリッジは、台湾向け部品供与の決定をあらためて伝える一方で、台湾に F-X は不要だと判断したので F-5E/F 戦闘機を売却する方針だと説明した。また、中国に対して軍事転用可能なハイテク技術を輸出する意思があることも伝えた⁷。レーガン政権が中国と台湾への武器売却のリンケージという交渉戦術をとるようになったのは、この頃からだと考えられる。

だが、中国は部品供与も武器売却の一環であって認められないと強く抗議、米中合意に関する話し合いの継続と合意が成立するまでの部品供与停止を求めた。レーガン政権は中国に配慮して対台湾部

⁷ レーガン政権内部では、少なくとも F-5E の次世代の F-5G を提供すべきという意見が強かったが、中国に配慮したヘイグの強い主張で F-5E 提供となった。ただし、同時に台湾にも配慮して、中国からの海上侵攻を阻止する狙いからハーブーン・ミサイルの供与も決定された（外務省外交史料館 1982e）。

品供与に関する米連邦議会への正式通告を遅らせたが、結局、新たな米中合意に先行して同年4月に6000万ドル相当の部品供与を正式発表した（外務省外交史料館 1982e）。

その結果、1980年1月のブラウン（Harold Brown）国防長官の中国訪問を契機に開始された、米中の軍事交流が中止になるなどの影響があった（外務省外交史料館 1983a）。

ヘイグは1982年6月に辞任させられたため、ブッシュ（George H. W. Bush）副大統領が同年5月に中国を訪問して問題解決に向けた交渉を行った。米中両国は8月、1972年の上海コミュニケと1978年12月の米中国交正常化に関するコミュニケに続く、第三の共同コミュニケ（以下、8・17コミュニケ）を発表する。

8・17コミュニケの内容は次の通りである。すなわち、①米国は長期間の継続した対台兵器売却は行わない、②台湾に売却される兵器は性能・数量の点で米中国交正常化後数年間の水準を越えない、③台湾に売却する兵器の数は漸次減少させる、④一定期間を経て本問題の「最終的解決をめざす」（外務省 1982）。最終的解決とは、米国の対台湾武器売却を終了するという意味である。

中国外交部は同コミュニケ発表に合わせて、新たなコミュニケが米中国交正常化に関するコミュニケに依拠しており、その原則に反して「米国が一方的に制定した」台湾関係法とは無関係だとの声明を出した。中国側は、「本コミュニケを台湾関係法と関連づけようと試みるいかなる解釈も、本コミュニケの精神および実質に背くものであり、これを受け入れることはできない」と強調した（外務省外交史料館 1982f）。

他方、レーガン大統領は部下に口述筆記させた決裁文書をシュルツ（George P. Shultz）国務長官とワインバーガー（Caspar W. Weinberger）国防長官に送り、対台湾武器売却は台湾に対する中国

からの脅威によってのみ決定されるという見解を示した。8・17 コミュニケで約束した武器売却の減少は、中国が「平和的解決」に向けて動きつづけていることが条件だという、レーガンの理解を記した同文書は政府内の統一見解とされ、その後も歴代政権に引き継がれたという（佐橋 2021, 33-34）。

レーガン政権は 8・17 コミュニケ発表と同日、米連邦議会に対しても、中国が平和的解決を前提条件として同コミュニケを受け入れたと説明している。中国側はこれについて「同コミュニケの解釈をゆがめるという」行為だと抗議した（外務省外交史料館 1983b）。発表の時点で同コミュニケの解釈をめぐる米中間の見解の齟齬が露呈したのである。

加えて、8・17 コミュニケ発表に先立つ同年 7 月、米国は台湾側の要請に応じて以下の 6 つの保証を与えていた。すなわち、①対台湾武器売却の終了日を設定しない、②対台湾武器売却について中国と事前協議は行わない、③台湾と中国の仲介役を米国は行わない、④台湾関係法の改正に同意しない、⑤台湾の主権に関する米国の立場を変えない、⑥中国との交渉を行うよう台湾に圧力をかけないというものだった（佐橋 2021 34-35；産経新聞 2019）。米連邦議会もこの 6 項目の保証を承認した（戴 2001, 434）。

8・17 コミュニケ発表と同日、台湾の国府外交部も声明を発表して米国が台湾への武器売却を制限したことは台湾関係法に反していると非難、同時に 6 項目の保証を公表した（戴 2001, 438-439）。6 項目の公表については米側から事前に了承を得ていた（佐橋 2021, 34-35）。

8・17 コミュニケ発表の 2 日後、レーガン政権は台湾に対して F-5E30 機、F-5F30 機の台湾における共同生産を認可する。中国側は「コミュニケ発表後の良好な雰囲気を危うくする」として延期を

求めていたが、米側には検討の余地がなかった（外務省外交史料館 1982g）。米国内の関連法律では、国防長官が遅くとも 1982 年 8 月 20 日までに米議会に報告し承認を得なければ、F-5E/F の生産の期間延長が不可能になったためである（戴 2001, 431）。

四 中国の「独立自主の对外政策」提起

中国は 8・17 コミュニケ発表の翌月、新たな外交の基本原則として「独立自主の对外政策」を打ち出した。特定の敵や同盟国を作らずに各国との関係構築を目指すこの新政策は、それまで常にソ連の「覇権主義」などの「主要敵」との闘争を想定してきた中国外交の画期的な転換を示すものであった。

米国の研究者は、同政策が提起された直接の原因をレーガン政権の対台湾武器売却問題の対応に求めてきた。米側の譲歩を得られなかった中国は 8・17 コミュニケで米国と妥協して問題の収束を図る一方で、対外政策を調整してソ連との関係改善に踏み切り、米中ソ間の戦略関係の中で有利な立場をとろうとしたというのである。他方、岡部達味は、中華人民共和国成立以来長く続いた「主要敵」論が、鄧小平の近代化政策と合致しなくなり放棄された帰結として新たな対外政策を評価する（益尾 2010, 10-13）。

他方、益尾知佐子はこれらの見解を対立するものとは見なさず、どちらも「独立自主の对外政策」提起の要因だという立場をとる。その上で、これらに加えて、1979 年 2～3 月の中越戦争を機に、国際的な反ソ統一戦線結成を目指す毛沢東の対外政策が中国共産党内で見直された後に、対台湾武器売却問題によって国家主権が米中戦略協力よりも重要だと判断され、対外政策が調整されたと論じている（益尾 2010, 33-35）。益尾の議論は、8・17 コミュニケ後の米

中関係の展開を見るかぎり非常に説得的である。

レーガン政権は、1983 年 5 月のボードリッジ (H. Malcolm Baldrige) 商務長官の訪中と、続く同年 9 月のワインバーガー国防長官の訪中を通じて、対中高度技術移転規制を緩和するという大統領の正式な決定を中国に伝えた。

ボードリッジ訪中時には大統領決定の伝達のみにとどまっており、また、台湾問題をめぐって中国側に対米不信が強まっていたため、米側の決定に中国側はただちに諸手を挙げて歓迎することはなかった。中国側は、ボードリッジによる大統領決定の伝達を一応歓迎したがその後の米側の行動を見守った (外務省外交史料館 1983a)。

だがワインバーガー国防長官訪中では、米側が対中高度技術移転規制緩和を具体化するための新しいガイドラインを説明し、中国に対する武器売却に対する従来よりも前向きな姿勢を示した。背景には、1981 年に訪中したヘイグが対中武器売却制限を緩和する用意のあることを伝えたものの、中国側が提示した 65 項目の軍用品のショッピング・リストに対して、ホワイトハウスや国防総省の反対で満足させるような回答ができなかった経緯があった (マン 1999, 186-188)。

訪中したワインバーガーは 65 項目のうち 11 項目はすでに許可済みであり、新ガイドラインによってさらに 32 項目を許可できるようになることを説明した。中国側は対戦車ミサイル、対空ミサイル、早期警戒レーダー・システムなど関心を持つ領域別のリストを米側に提示して、何が移転可能か先に明らかにするよう求め、結論は出なかったものの長時間の協議が行われた (外務省外交史料館 1983a)。

他方、ソ連や台湾をめぐる両国の協議には進展がなかった。張愛

萍国防部長との会談でワインバーガーが、米国の世界戦略や米ソ間の INF 交渉などについて説明したとき、中国側は何の反応も示さなかった。米側は新冷戦を念頭に米中の「(対ソ) 戦略的共通利益」を説明するも、中国側は「中国は独自の外交政策を奉じており、如何なる大国または大国の集団に依頼することもなく、又、外国の圧力に屈することもない」と自主独立の姿勢を強調したのである(外務省外交史料館 1983a)。

同時期、中国はソ連との関係改善を進めていた。1982 年 3 月にソ連のブレジネフ(Leonid I. Brezhnev)書記長が中国に近いタシュケントでスピーチを行い、中国に対して関係改善のための前提条件なしの交渉を提案すると、鄧小平はすぐさま外交部に対応を指示した。同年 8 月に中ソ両国は政治協議の開始に同意、中国側のイニシアティブで政治から切り離れた貿易・経済協力に関する年二回の実務レベル協議を定例化していた(毛利 1989, 117-124; 益尾 2010, 178-179, 184)。

レーガン政権が中ソ関係改善の動きを知らなかったわけではない。1982 年 1 月初旬には、シュミット(Helmut H. W. Schmidt)西ドイツ首相がブッシュ副大統領との会談で、「中国は最近ソ連に接近を図っており、米国は中国の立場を尊重し、これ以上台湾に手を出してほしくない」と伝えていた(外務省外交史料館 1982e)。

関連史料が未公開のため推測になるが、ソ連の指導者の死去が続き中ソ協議に進展がなかったことや、1983 年にソ連が中国に社会主義陣営復帰を働きかけたが中国側は応えなかったことから(益尾 2010, 205)、レーガン政権は中ソ関係改善が本格的に進むと考えていなかった可能性がある。

それでは、米政府が中国の対外政策の変化を認識したのはいつ頃なのだろうか。ジェームズ・マンは 1983 年初頭、シュルツ国務長

官とウォルフオビッツ (Paul D. Wolfowitz) 国務次官補 (東アジア・太平洋担当) がアジア政策を修正し、中国ではなく日本を最も重視する方針へと転換したという (マン 1999, 199)。確かにウォルフオビッツは、中国共産党第 12 回全国代表大会で「独立自主の対外政策」が表明された直後にはすでに、シュルツ国務長官に提出した覚書で次のように米中関係の現状を分析していた。当時のウォルフオビッツは国務省政策企画本部長であった。

8・17 コミュニケの合意は、米中関係の新たな段階の始まりを示すものである。しかし、これで交渉開始前に存在していた米中関係が単純に再開できるわけではない。この間に中国の政策は大きく変化した。昨年、中国政府は米国と距離を置き、国際的に米国の立場をより公然と批判するようになった。

コミュニケの存在にもかかわらず (そしてある意味ではコミュニケのおかげで)、台湾問題は引き続き米中関係に刺さった大きなトゲとなるだろう。中国政府は明らかに米国の声明の解釈を受け入れておらず、台湾への武器売却の早期中止と、将来的な武器売却が行われる際には必ず中国と協議を行うよう圧力をかけ続けることが予想される。

このような状況下では、中国との緊密な同盟や関係は実現できない可能性が高い。したがって、今後の対中関係ではバランスと互惠性を前提とすることが重要となる。そうでなければ、中国人は米国を求婚者として認識し、逆説的だが、より自由な孤立した立場をとるようになるかもしれない。中国が関わる東アジアについての見方の多くを我々は共有している。米中関係に対して多くを期待しない、より慎重な戦略をとるべきだろう。たとえば、1) 中国政府が米国との関係に示す前向き

な関心の度合いに応じた、意識的に控えめな関係の追求、2) 具体的な利益と引き換えに積極性を拡大することを目的とした、より前向きな、ただし慎重に調整された政策の追求である (FRUS 1982b)。

しかし、先述したワインバーガー訪中時の米中会談の様子からは、1983 年 9 月の時点ではまだレーガン政権全体で国務省の見解が共有されていなかったことがうかがえる。

他方、日本外務省は米中両政府関係者から収集した情報にもとづき、ワインバーガー訪中時、中国側が会談の席上で「我々はどこから脅威が来るか承知している」とソ連の脅威を示唆し、米ソを区別しているとの認識を米側に伝えたことに注目している。そして、「中国が『脅威は北から来る』と感じ続ける限り、李先念国家主席がかつて明らかにした如く、『米国が最新の軍事技術を売るなら、中国はそれを買い自ら武器を生産する。〔中略〕』 (81 年 7 月) といった姿勢に根本的変化はないと思われ」と分析している (外務省外交史料館 1983a)。

だが同時に、外務省中国課は次のように「独立自主の対外政策」による中国外交の変化を認識していた。

冷えきった米ソ関係を念頭に置いて、中国を対ソ戦略上米国寄りに引き寄せようという米側の意図に反し、今回の中国側の反応は消極的であった。現在の中国の姿勢は、張愛萍の言葉に端的に記されている如く、何れの大国にも組みしない「独立自主」であり、その意味で、米国の対中政策を進める環境が 70 年代と異なってきていることに注目する必要がある。

「ワ」の今次訪中によって、対中高度技術移転問題につき相当

の進展が図られたところから、今後の米中関係を見る上で、台湾問題が関係改善のための最大の障害として再びクローズアップされてきた感がある。今回趙紫陽及び鄧小平が台湾問題に取って時間を割いて言及した裏には、米側にこの事をしっかりと認識させようとした意図があると思われ、今後、本件を巡って米中間に如何なるやりとりが行われるか、極めて興味深い（外務省外交史料館 1983a）。

ワインバーガーと会談した趙紫陽首相は時間の大半を台湾問題に費やし、台湾問題が米中関係発展の最大の障害となっていると訴えた。これに対して米側は、レーガン政権が上海コミュニケおよび 8・17 コミュニケを遵守すると応じている（外務省外交史料館 1983a）。趙紫陽は翌 84 年 1 月に訪米した際も、レーガン大統領に対して台湾関係法が米中関係の根本的な障害となっているとして、両国間の協力の前提として同法を「徹底的に排除」することを求めた（外務省外交史料館 1984）。このように中国は 8・17 コミュニケ以降、より一層、対米関係において台湾問題を優先度の高い議題とする。ワインバーガー訪中は、対ソ関係よりも主権の問題を優先する中国の対外姿勢が日米両国に認識される機会となった。

五 おわりに

カーター政権との国交正常化交渉において中国は「日本方式」での米台断交を要求し続けたが、米国としか同盟関係のない日本とは異なり、台湾以外にも日本や韓国などのアジアの同盟国が存在する米国にとってそれは不可能であった。とりわけ日本に対する同盟の信頼性や主導力を維持するために、米華相互防衛条約破棄後も米国

が台湾の安全保障を保証し続けることは不可欠な措置であった。

米中国交正常化交渉の最終段階で中国側が譲歩し、米国の台湾向け武器売却の継続を認めたことで、米側はその後も中国の譲歩を期待した。他方、親台湾的なレーガン政権の国務長官に親中派のヘイグが就任したこともあり、鄧小平は政権交代後の米国にあらためて対台湾武器売却の停止を期待した。米中国交正常化から8・17コミュニケ成立までの過程は、米中両国が互いに対台湾政策における譲歩を相手に期待して、裏切られる結果に終わったものとして総括できよう。

8・17 コミュニケ発表と前後して中国は米国に対する期待を捨て、自国の主権を最優先する対外政策に転じる。他方、米国が政権全体として中国の変化を認識し、反ソ連携のため中国を重視する政策を修正していったのは、その約一年後のワインバーガー訪中以降だと考えられる。

(寄稿：2023年10月26日、採用：2024年1月8日)

圍繞對台軍售談判的 1980 年代 初期美中關係

山本章子

（琉球大學人文社會學部國際法政學科副教授）

【摘要】

本文將藉由梳理日美政府的史料為線索，重新檢討美中在正式建立邦交之後，面對台灣問題，美中關係如何變化。具體而言，是以美中之間針對美國對台軍售的談判過程為焦點。

對於美國政府而言，台灣關係法是阻止中國武統台灣不可或缺的嚇阻裝置，因此對於中國而言，台灣關係法是無論如何都應廢除的法律。中國要求美台斷交之後的雙邊關係，須限定以完全非官方關係的「日本模式」進行互動，但美國為了維持對日、韓等亞洲盟國的可信賴性與主導力，即使是在中（中華民國）美共同防禦條約廢止後，美國當時仍須持續保證台灣的安全保障無虞。

美中兩國在 1980 年代初期，儘管盼望對方能為自己國家的立場相互讓步，以利進行台灣問題的談判，然而在歷經 1982 年的八一七公報之後，最終兩國已然放棄期待。

關鍵字：台灣關係法、對台軍售、美中關係、獨立自主的對外政策

The Negotiation on Arms Exports to Taiwan between the U.S. and China in the beginning of 1980s

Akiko Yamamoto

Associate Professor of Department of Law, Politics & International Relations,
Faculty of Humanities and Social Sciences, University of the Ryukyus

【Abstract】

This article addresses how the U.S.-China relations over Taiwan issues has changed since the establishment of normal diplomatic relations in 1979 by multi archival approach. To analyze this theme, this article focuses on the negotiation on arms sales to Taiwan based on Taiwan Relations Act of the U.S. between the U.S. and China in the beginning of the 1980s.

From the standpoint of the U.S., the Taiwan Relations Act, which was instituted after the U.S.-China diplomatic normalization, has been a deterrent to discourage China's reunification of Taiwan by force. Therefore, China has advocated repeal of the Taiwan Relations Act all the more for Chinese sovereignty. China insisted on a model of complete non-governmental interaction, akin to the "Japanese approach," in demanding the termination of diplomatic relations between the United States and Taiwan. However, to uphold credibility and leadership among Asian allies such as Japan and South Korea, it remained imperative for the United States to ensure the security of Taiwan even after the abrogation of the U.S.-Taiwan Mutual Defense Treaty.

In conclusion, the U.S. and China both expected a concession from the other in the early 1980s, at first, only to unlearn the

expectation on the occasion of the bilateral agreement on August 17th, 1982.

Keywords: Taiwan Relations Act, Arms Exports to Taiwan, U.S.-China Relations, Independent Foreign Policy

〈参考文献〉

- 石井修（監修）、2021a『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第 49 期 カーター大統領文書 米中関係①国交正常化まで』第 6 巻、柏書房。
- Ishii, Osamu (editorial supervision). 2021a. *Amerika gasshukoku tainichi seisaku bunsho shusei dai 49 ki, kata daitoryo bunsho, beichu kankei ① kokko seijoka made* [Documents on United States Policy Toward Japan No.49. Carter Presidential Materials: U.S.-China Relations ① Until the Normalization of Diplomatic Relations]. Vol.6. Kashiwa Shobo.
- 石井修（監修）、2021b『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第 49 期 カーター大統領文書 米中関係①国交正常化まで』第 9 巻、柏書房。
- Ishii, Osamu (editorial supervision). 2021b. *Amerika gasshukoku tainichi seisaku bunsho shusei dai 49 ki, kata daitoryo bunsho, beichu kankei ① kokko seijoka made* [Documents on United States Policy Toward Japan No.49. Carter Presidential Materials: U.S.-China Relations ① Until the Normalization of Diplomatic Relations]. Vol.9. Kashiwa Shobo.
- 石井修（監修）、2022a『アメリカ合衆国対日政策文書集成第 50 期 カーター大統領文書 米中関係②国交正常化以降』第 2 巻、柏書房。
- Ishii, Osamu (editorial supervision). 2022a. *Amerika gasshukoku tainichi seisaku bunsho shusei dai 50 ki, kata daitoryo bunsho, beichu kankei ② kokko seijoka iko* [Documents on United States Policy Toward Japan No.50. Carter Presidential Materials: U.S.-China Relations ② After the Normalization of Diplomatic Relations]. Vol.2. Kashiwa Shobo.
- 石井修（監修）、2022b『アメリカ合衆国対日政策文書集成第 50 期 カーター大統領文書 米中関係②国交正常化以降』第 5 巻、柏書房。
- Ishii, Osamu (editorial supervision). 2022b. *Amerika gasshukoku tainichi seisaku bunsho shusei dai 50 ki, kata daitoryo bunsho, beichu kankei ② kokko seijoka iko* [Documents on United States Policy Toward Japan No.50. Carter Presidential Materials: U.S.-China Relations ② After the Normalization of Diplomatic Relations]. Vol.5. Kashiwa Shobo.
- 外務省、1982「中華人民共和国とアメリカ合衆国の共同コミュニケ（仮訳）（米国の対台湾武器売却問題について）（北京・ワシントン）」8月17日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1983/s58-shiryō-508.htm>（閲覧日：2023/10/26）。
- Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1982. “Chuka jinmin kyowakoku to amerika gasshukoku no kyodo komyunike (kariyaku) (beikoku no tai taiwan buki baikyaku mondai ni tsuite) (pekin/washington)” [United States-China Joint Communique on United States Arms Sales to Taiwan (Beijing/Washington)]. August 17 (Accessed on October 26, 2023).
- 外務省外交史料館、1979「佐藤中国大使発外務大臣宛電信第 584 号『米中関係（米台関係法案に対する中国政府の態度表明）』」3月24日、戦後外交記録「米中関係（1978.12-1983.10 カナダを含む）」、2022-0397。
- Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1979. “Sato chugoku taishi hatsu gaimu daijin ate denshin dai 584 go ‘beichu kankei (beitai kankei hoan ni taisuru chugoku seifu no taido hyomei)’” [Telegram No. 584 from Chinese Ambassador

Sato to the Minister of Foreign Affairs, “U.S.-China Relations (China's Attitude Statement Regarding the U.S.-Taiwan Relations Act).”]. March 24. Sengo gaiko kiroku ‘beichu kankei (1978.12-1983.10 kanada wo fukumu)’ [Postwar Diplomatic Record, “U.S.-China Relations (1978.12-1983.10, including Canada)”]. No.2022-0397.

外務省外交史料館、1982a 「中国鹿取大使発外務大臣宛電信第 68 号『米中関係（本使意見具申）』」1 月 9 日、2022-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1982a. “Chugoku katori taishi hatsu gaimu daijin ate denshin dai 68 go ‘beichu kankei (honshi iken gushin)’” [Telegram No. 68 from Chinese Ambassador Katori to the Minister of Foreign Affairs, “U.S.-China Relations (Statement of Official Views)”]. January 9. No.2022-0397.

外務省外交史料館、1982b 「中国鹿取大使発外務大臣宛電信第 60 号『米中関係（中国外交部関係者内話）』」1 月 9 日、2022-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1982b. “Chugoku katori taishi hatsu gaimu daijin ate denshin dai 60 go ‘beichu kankei (chugoku gaikobu kankeisha naiwa)’” [Telegram No. 60 from Chinese Ambassador Katori to the Minister of Foreign Affairs, “U.S.-China Relations (Inside Discussions Among Chinese Ministry of Foreign Affairs Personnel)”]. January 9. No.2022-0397.

外務省外交史料館、1982c 「中国鹿取大使発外務大臣宛電信第 65 号『中米関係（外交部筋内話）』」1 月 9 日、2202-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1982c. “Chugoku katori taishi hatsu gaimu daijin ate denshin dai 65 go ‘beichu kankei (gaikobusuji naiwa)’” [Telegram No. 65 from Chinese Ambassador Katori to the Minister of Foreign Affairs, “China-U.S. Relations (Inside Discussions Among Diplomatic Sources)”]. January 9. No.2022-0397.

外務省外交史料館、1982d 「中国鹿取大使発外務大臣宛電信第 69 号『米中関係（当館分せきその 1）』」1 月 11 日、2202-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1982d. “Chugoku katori taishi hatsu gaimu daijin ate denshin dai 69 go ‘beichu kankei (tokan bunseki sono1)’” [Telegram No. 69 from Chinese Ambassador Katori to the Minister of Foreign Affairs, “U.S.-China Relations (Report from Our Embassy, Part 1)”]. January 11. No.2202-0397.

外務省外交史料館、1982e 「中国課『レーガン米政権の対台武器供与問題』」3 月 23 日、2202-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1982e. “Chugokuka ‘regan beiseiken no tai tai buki kyoyo mondai’” [China Division: ‘The Issue of Reagan Administration’s Arms Supply to Taiwan’]. March 23. No.2202-0397.

外務省外交史料館、1982f 「中国鹿取大使発外務大臣宛電信第 2450 号『米中関係（中国外交部スポークスマン声明）』」8 月 18 日、2022-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1982f. “Chugoku katori taishi hatsu gaimu daijin ate denshin dai 2450 go ‘beichu kankei (chugoku gaikobu

supokusuman seimei)” [Telegram No. 2450 from Chinese Ambassador Katori to the Minister of Foreign Affairs, “U.S.-China Relations (Statement by the Spokesperson of the Chinese Ministry of Foreign Affairs)”. August 18. No.2022-0397.

外務省外交史料館、1982g「中国鹿取大使発外務大臣宛電信第 4079 号『米中関係（米州局長内話）』」12 月 9 日、2022-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1983g. “Chugoku katori taishi hatsu gaimu daijin ate denshin dai 4079 go ‘beichu kankei (beishu kyokuchō naiwa)” [Telegram No. 4079 from Chinese Ambassador Katori to the Minister of Foreign Affairs, “U.S.-China Relations (Inside Discussions of the Director of the Americas Bureau)”. December 9. No.2022-0397.

外務省外交史料館、1983a「中国課『ワインバーガー米国務長官の訪中』」10 月 31 日、2022-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1983a. “Chugokuka ‘wainbaga bei kokumu chokan no hochu” [China Division: ‘Secretary of State Weinberger’s Visit to China’]. October 31. No.2022-0397.

外務省外交史料館、1983b「中国鹿取大使発外務大臣宛電信第 3818 号『米中関係（分割電報）』」11 月 18 日、2022-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1983b. “Chugoku katori taishi hatsu gaimu daijin ate denshin dai 3818 go ‘beichu kankei (bunkatsu denpo)” [Telegram No. 3818 from Chinese Ambassador Katori to the Minister of Foreign Affairs, “U.S.-China Relations (Fragmented Telegram)”. November 18. No.2022-0397.

外務省外交史料館、1984、「中国課『台湾問題（趙紫陽訪米）』」1 月 25 日、2022-0397。

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. 1984. “Chugokuka ‘taiwan mondai (choshiyo houbai)” [China Division: ‘Taiwan Issue (Zhao Ziyang’s Visit to the U.S.)’]. January 25. No.2022-0397.

北山貴弘、2022「米国の同盟に実体を与える価値の共有について—米国と台湾の非公式な同盟を事例として—」『海幹校戦略研究』12(1):92-110。

Kitayama, Takahiro. 2022. “Beikoku no domei ni jittai wo ataeru kachi no kyoyu ni tsuite: Beikoku to taiwan no hikoshikina domei wo jirei toshite” [How can the Alliance be Sustained? The U.S.-Taiwan Informal Alliance]. *Japan Maritime Self-Defense Force Command and Staff College Review*. 12(1):92-110.

佐橋亮、2015『共存の模索 アメリカと「二つの中国」の冷戦史』勁草書房。

Sahashi, Ryo. 2015. *Kyozon no mosaku, amerika to ‘futatsu no chugoku’ no reishen shi* [Exploring Coexistence: The Cold War History of the United States and ‘Two Chinas’]. Keiso Shobo.

佐橋亮、2021『米中対立 アメリカの戦略転換と分断される世界』中公新書。

Sahashi, Ryo. 2021. *Beichu tairitsu, amerika no senryaku tenkan to bundan sareru sekai* [U.S.-China Confrontation: Strategic Shift of the United States and a Divided World].

Chuko Shinsho.

戴天昭、2001『台湾戦後国際政治史』行人社。

Tai, Tensho. 2001. *Taiwan sengo kokusai seijishi [Post-War International Political History of Taiwan]*. Kojinsha.

産経新聞、2019「米国の台湾窓口機関が共同声明の関連機密文書公開 武器売却で中国に反論か」9月16日付、<https://www.sankei.com/article/20190926-SOYNOD32YZOISON653HAUTARFA/>（閲覧日：2023/8/17）。

Sankei Shimbun. 2019. “Beikoku no taiwan madoguchi kikan ga kyodo seimei no kanren kimitsu bunsho kokai, buki baikyaku de chugoku ni hanron ka” [U.S. Taiwan Affairs Office Releases Related Classified Documents to Joint Statement: Refuting China on Arms Sales?]. September 16 (Accessed on August 17, 2023).

益尾知佐子、2010『中国政治外交の転換点 改革開放と「独立自主の対外政策」』東京大学出版会。

Masuo, Chisako. 2010. *Chugoku seiji gaiko no tenkanten, kaikaku kaiho to 'dokuritsu jishu no taigai seisaku' [China looks back: Mao's legacy in the open-door era]*. University of Tokyo Press.

マン, ジェームズ (鈴木主税訳)、1999『米中奔流』共同通信社。

Mann, James H., trans. by Chikara Suzuki. 1999. *Beichu honryu [About Face: A History of America's Curious Relationship with China, from Nixon to Clinton]*. Kyodo News.

毛利和子、1989『中国とソ連』岩波新書。

Mori, Kazuko. 1989. “Chugoku to Soren” [China and the Soviet Union]. Iwanami Shinsho.

山本章子、2018「デタント崩壊とインドシナをめぐる日米関係」『国際政治』192：65-80。

Yamamoto, Akiko. 2018. “Detanto hokai to indoshina wo meguru nichibeikankei” [The Fall of Détente and the U.S.-Japan Relations over Indochina]. *International Relations*. 192:65-80.

DNSA (Digital National Security Archive). 1981a. “Scope Paper for Your Visit to China.” June 4. *China, 1960-1998*.

DNSA. 1981b. “Secretary’s Talking Points: Taiwan.” June 4. *China, 1960-1998*.

DNSA. 1981c. “Memorandum of Conversation by Embassy (China) of United States.” June 17. *China, 1960-1998*.

FRUS (Foreign Relations of the United States). Undated. “A Proposal for Asian Policy Adjustments by the National Security Council Staff.” *FRUS, 1977-1980, Volume XIII, China*.

FRUS. 1982a. “Memorandum From Secretary of State Haig to President Reagan.” January 11. *FRUS, 1981-1988, Volume I, Foundations of Foreign Policy*.

FRUS. 1982b. “Memorandum From the Director of the Policy Planning Staff (Wolfowitz) to Secretary of State Shultz.” September 22. *FRUS, 1981-1988, Volume I, Foundations of Foreign Policy*.

